

平成27年 中小企業団体千葉県新春交流会

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。



平成26年 新春交流会 表彰式の様子

千葉県中小企業団体中央会

問合せ先 総務部
 千葉市中央区富士見 2-22-2
 千葉中央駅前ビル3F
 TEL 043-306-3281

1. 開催日時 平成27年1月23日(金) 午後3時～午後5時30分
2. 開催場所 ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」
3. 参加費 5,000円
4. 内容 ① 表彰式
 ② 賀詞交歓会



▲平成26年 中小企業団体千葉県新春交流会 賀詞交歓会の様子

*参加申し込み等については「中小企業ちば」10月号(本誌)に同封いたします。

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します!!

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～事務局機能の強化は人材育成から! さあ、今こそ中小企業組合士になろう!～

本誌9月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月7日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日時 平成26年10月14日（火）～平成26年11月18日（火）のうち全6日間
- (2) 場所 千葉中央駅前ビル5階会議室（千葉市中央区富士見2丁目22番2号）
- (3) 内容 下記（II. 講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000円
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか1科目ごと 1,000円

II. 講習会日程表

時間 月日	13:30 ～ 15:00		15:15 ～ 16:45	
10/14（火）	組合制度	中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	組合会計	組合士受験の為の会計基礎
10/23（木）		団体法の基礎 商店街振興組合法の基礎 制度練習問題（過去問）		組合士受験の為の会計決算
10/28（火）		中小企業等協同組合法の解説	組合運営	中小企業関係法律と諸施策
11/4（火）	組合会計	税務に関する出題のポイント		組合事務管理の実務
11/12（水）	組合運営	組合運営論（通論・各論）		労務管理・労働法通論
11/18（火）	組合会計	組合会計 問題演習		組合運営 問題演習

※各科目は本会指導員が担当します。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会工業連携支援部（TEL:043-306-2427）までお願いします。

千葉県最低賃金改定のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成26年10月1日から
時間額 798円
(従来の777円から21円引上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意下さい。
- ・「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用下さい。
(☎ 043-222-0500)

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

■ 御利用下さい

24時間テレフォンサービス
千葉労働局ホームページ

TEL : 043-221-4700

<http://www.chiba-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp>